

# 第四次地域管理経営計画書

(庄川森林計画区)

計画期間 自 平成26年4月1日  
至 平成31年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間である。

## 目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	6
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	10
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	11
(5) その他必要な事項	・・・	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	13
(1) 巡視に関する事項	・・・	13
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	13
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	13
(4) その他必要な事項	・・・	15
3 林産物の供給に関する事項	・・・	15
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	15
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	16
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	16
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	16
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	16
(3) その他必要な事項	・・・	16
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	16
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	16
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	17
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	17
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	17
(2) 分収林に関する事項	・・・	17
(3) その他必要な事項	・・・	18
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	18
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	18
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	18

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、中でも地球温暖化防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、国有林野の有する公益的機能の発揮のため事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において実施する事業としてふさわしく、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して、森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の庄川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

今後、庄川森林計画区における国有林野の管理経営は、国の地方支分部局、関係県、関係市町村などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、庄川森林計画区の全森林面積の8%にあたる国有林野8,473haである。

本計画区の国有林野は、庄川及び小矢部川の上流部である石川県及び岐阜県の県境周辺に主として位置し、天然林の割合が89%と高く、自然景観に恵まれた森林はブナ、ミズナラを主体とする広葉樹林からなりハイキングなどの場として利用され、白山国立公園等の自然公園にも指定されている。また、地形地質等の条件から国有林野の全域が土砂流出防備、水源涵養の保安林等に指定されており、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で山地災害防止、地域の水源としての役割を担っている。

このため、本計画区では、山地災害防止、水源涵養機能等保安林の機能の高度発揮とあわせ保健文化機能を重点的に発揮させるように管理経営を行うこととする。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 森林計画区内の国有林野の現況

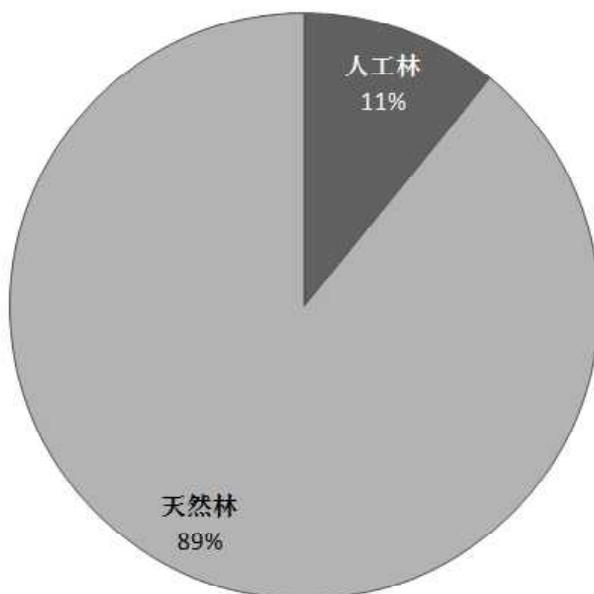
本森林計画区の林分内容(25年3月時点)は、天然林率が89%と極めて高い。

(図-1 参照)

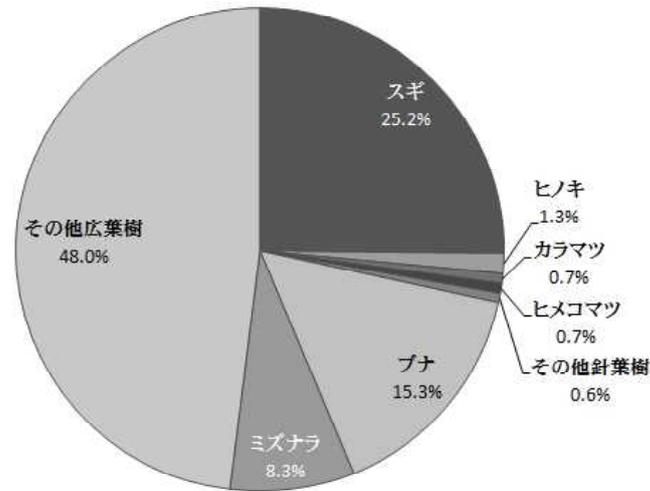
人工林の主な樹種はスギである。(図-2 参照)

また、人工林の齢級構成は9齢級から15齢級で構成されている。(図-3 参照)

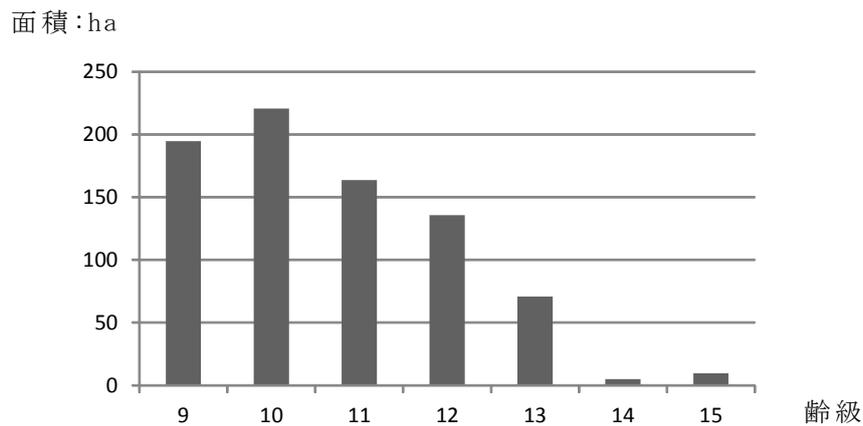
図-1 人工林・天然林の分布(面積比)



図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級構成



注：「齢級」は林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。  
 1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。

#### イ 主要施策に関する評価

前計画の平成21年度～平成25年度における当計画区の主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成25年度は実行予定を計上した。）

伐採総量に関して、主伐は当初計画になかったが、工事支障木が発生したことから実績として計上した。間伐は計画どおり事業を実施したところ、現地調査の結果事業箇所毎の収穫量が計画を上回る森林が多かったことなどから、計画量を上回る結果となった。なお臨時伐採量を含めた計画量との対比では、計画を下回る結果となった。

保育に関しては、森林の状況に応じ必要な施業を実施した結果、計画を上回ることとなった。

項 目	計 画	実 績	実施率	
伐採総量 (単位:m3)		27,700	26,422	95%
	主伐	0	131	
	間伐	23,767	26,291	
	臨時伐採量	3,933	—	
更新総量 (単位:ha)		—	—	
	人工造林	—	—	
	天然更新	—	—	
保育総量 (単位:ha)	下刈	—	—	
	つる切・除伐・枝打	174	201	116%
林 道	開設 (単位:m)	—	—	
	改良 (単位:箇所)	—	—	

注：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので実績の集計上、主伐・間伐に整理している。

### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

#### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進

- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ツキノワグマ等の野生鳥獣による剥皮等の防止対策

#### エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う浸食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の確実な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

#### オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発

#### カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林へのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供

#### キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・中部森林管理局ホームページ等の充実による情報発信
- ・保護林や緑の回廊のモニタリング等の着実な実施

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

#### ④ 政策課題への対応

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

##### ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

災害防止等の観点から荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保全機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から人工林を対象に間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

更に、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

##### イ 森林・林業の再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調販売に取り組むこととする。

##### ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### ① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべ

き機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には

国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・崩壊防備 エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、 <sup>かん</sup> 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		<sup>かん</sup> 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源 <sup>かん</sup> 涵養タイプ		水源の <sup>かん</sup> 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分取林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、間伐等の推進、伐採林齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的にすることとする。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保安全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・搬出される木材は有効に利用する。

## ② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

### ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の84%）は、主に土砂の流出崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとする。
- c スギ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	面積	
		うち、土砂流出 ・崩壊防備エリア	うち、 気象害防備エリア
面積	7,120	7,120	0

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の4%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生息・生育に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は原則として現況の森林を維持することを目的とした天然生林へ導くための施業として自然の推移に委ねる管理を行うこととする。
- b 貴重な植物群落の保護に資するため、水無国有林内の湿性植物を引き続き保護林として管理していくこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ	
	うち、保護林	
面 積	3 5 3	2 1 6

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

該当なし

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの国有林野（本計画区の12%）は、主に湧水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系・下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源涵養<sup>かん</sup>機能の発揮に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって、人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるスギ等の育成単層林においては、広葉樹の積極的な導入を図り下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、多様な樹種が混交した林分に誘導するため、育成複層林へ導くための施業を実施することとする。
- b 特定の水源の保全、景観維持等を図るため必要な林分については、漸伐等により育成複層林へ導くための施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- c 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林及び天然生林へ導くための施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積

(単位：h a)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	1, 0 0 0

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 利賀地域（水無国有林）

当該地域は、庄川右岸の岐阜県境に位置し、南砺市に所在する国有林野1,279haでありスギ人工林が主体となっている。水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ア）水無湿原周辺は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（イ）その他の地域のほとんどは、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 上平・平地域（桂、西赤尾、小瀬、大牧、小矢部国有林）

当該地域は、庄川左岸の大牧国有林と石川県境の小矢部国有林等で、南砺市に所在する国有林野7,194haであり、ブナ、ミズナラ等の天然林が主体となっている。

水源涵養機能の発揮とともに土砂流出・崩壊の防備など山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

**(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項**

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、神通川・庄川流域森林・林業・木材産業活性化センター等の場を通じ、県、市等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくものとする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、県、市等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとし、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

低コスト作業システム現地検討会等を開催し、低コスト作業システムの定着等に取り組む。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士

(フォレスター)等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取り組みを推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取り組みを推進する。

エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市やボランティア団体等と一体となった取り組みを推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

**(4)主要事業の実施に関する事項**

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施にあたっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

ア 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>・ha)

区分	主 伐	間 伐	計
計	759 《759》	2,741(24)	3,500

注1：( )は、間伐面積である。

注2：《 》は、臨時伐採量の数値(うち数)である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	—	—	—

ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打
計	—	27	—	—

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	—	—	—	—

(5) その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、国有林野を「国民の森林」として位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努める。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

特に、貴重な自然環境としての天然林や植物群落、特徴的な地形・地質等については、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林や緑の回廊として適切に保護・保全を図る

て行くこととする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携に努めることとする。

#### ④ 治山事業の計画的な実施

本計画区は、富山県南西部に位置し庄川の中流部及び小矢部川最上流部を占め、砺波平野の重要な水源地帯となっており、下流には灌漑・発電・洪水調節等を目的としたダムがある。また、過去には山地荒廃による濁水発生が下流域にしばしば影響を及ぼしている。

このようなことから、国民の安全安心を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、水源涵養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、春季は入林者が多くなって来る時期と乾燥期が重なり山火事発生の危険性が增大するため、地元市等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

#### ② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となって

いることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。

さらに、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係者等と連携して、利用のルール等の啓発等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処することとする。

## 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
植物群落保護林	1	216
総 数	1	216

注：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

・植物群落保護林：国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護

## ② 緑の回廊

ア 白山山系の脊梁部を中心に富山、岐阜、福井、石川の4県にまたがる「白山山系緑の回廊」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

## 緑の回廊

名 称		面 積 (h a)	延 長 (k m)
白山山系緑の回廊		42,868	70
内 訳	庄川森林計画区	6,580	
	宮・庄川森林計画区	16,937	
	近畿中国森林管理局	19,351	

注：内訳面積は四捨五入しているため、全体面積と一致しないことがある。

#### (4) その他必要な事項

##### ① 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

##### ② 野生鳥獣害の防除

森林獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

また、鳥獣による各種被害対策や富山県が策定した「第11次鳥獣保護事業計画」の取組にあたっては、環境行政をはじめ、関係県・関係市町村・関係団体等と連携を図りつつ対応することとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ① 木材の安定供給

森林のもつ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進にあたっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」等を活用し需要者等への安定供給に取り組む。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。

##### ② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における、木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行と、「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されているところである。加えて、平成23年5月には国土交通省において、木造の官庁施設に適用するための「木造計画・設計基準」が定められているところでもある。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

##### ③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

## **(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献**

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散と多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売にあたっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かして、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して、供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

## **4 国有林野の活用に関する事項**

### **(1) 国有林野の活用の推進方針**

本計画区は、桂、水無国有林をはじめ自然景観が優れた国有林野があり、中低山への登山ブームにより多くの人々に利用されており、白山国立公園や白木水無県立自然公園等にも指定されている。

また、世界文化遺産に登録された五箇山合掌造集落や豊かな自然資源を背景とした観光産業が東海北陸自動車道の整備と相まって地域の重要な産業となっていることから、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、それぞれにふさわしい景観の形成等を図ることとし、地元市等と調整を図りながら活用を推進することとする。

### **(2) 国有林野の活用の具体的手法**

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い、所管換等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

### **(3) その他必要な事項**

活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

## **5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項**

### **(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針**

国有林に隣接・介在する民有林の中には小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から、森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の發揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

## **(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項**

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、森林法等に定める基準に適合するとともに当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## **6 国民の参加による森林の整備に関する事項**

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

### **(1) 国民参加の森林に関する事項**

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

#### **① ふれあいの森**

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け市等との連携を図りつつ各種団体等への情報提供などのPR活動に取り組むこととする。

#### **② 社会貢献の森**

企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業への情報提供などのPR活動に取り組むこととする。

#### **③ 木の文化を支える森**

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市等への情報提供などのPR活動に取り組むこととする。

#### **④ 遊々の森**

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に取り組むこととする。

#### **⑤ 多様な活動の森**

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に取り組むこととする。

### **(2) 分収林に関する事項**

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に取り組むこととする。

### (3) その他必要な事項

#### ① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの  
民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担  
う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目標として  
学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取り組み、林業体験や  
森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導  
等の多様な取組を推進することとする。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する森林環境教育等の技術指導に取り組む  
こととする。

#### ② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林  
管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

#### ③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことな  
どにより、国民参加による国有林整備を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等  
に取り組むNPOや教育関係者等への活動支援及び情報提供に努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展  
示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用  
し、地域と一体的に推進することとする。

さらに、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定  
着や低コスト造林の開発・導入等を国有林野事業の実施を通じて、民有林と連携して取り組む  
こととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域  
振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や林産物の  
供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間  
の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給  
体制の構築等の取組は地域の振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への  
貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与す  
るよう努めることとする。